政令第九十一号

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「四人」を「五人」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第九十二号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、四五九人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一四、七七四人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁	四一一人	
復興庁	二〇八人	
総務省	四、七三三人	うち、一人は、特別職の定員とする。
法務省	五五、〇三三人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六三人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、四九七人	うち、一七一人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七二、七二六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、一五四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三三、六〇二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	一九、八九一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	七、九八〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五九、一七八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、二八六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二〇、九七一人	うち、二〇、九四五人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇二、九〇三人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇七二人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	八五四人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	八、〇二一人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、二六四人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	一九五人	事務局の職員の定員とする。
カジノ管理委員会	一五七人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、六二九人	
消費者庁	三八五人	

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定員の期間別の特例）」を付し、同項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内閣府	令和四年五月三十一日までの間	一四、七六八人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
	令和四年六月一日から同年九月三十日までの間	一四、七九五人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	令和四年九月三十日までの間	四、七六二人	うち、一人は、特別職の定員とする。
法務省	令和四年十二月三十一日までの間	五五、〇四〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八七〇人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	令和四年九月三十日までの間	七三、六七一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	令和四年九月三十日までの間	二、一七二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	令和四年九月三十日までの間	一九、八九二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	令和四年九月三十日までの間	八、〇〇〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。